



2016年5月12日

報道関係者各位

東急リバブル株式会社

時差出勤制度の適用範囲を拡大

～自己都合事由での時差出勤を可能に。働く時間に選択肢を設け、多様な働き方を推進～

東急リバブル株式会社（代表取締役社長：榊真二、本社：東京都渋谷区）は、生産性向上に向けた多様な働き方を推進するため、5月より時差出勤制度の適用範囲を拡大し、業務上の理由だけでなく自己都合事由においても利用可能としましたので、お知らせいたします。

時差出勤制度とは、1日の労働時間8.5時間（休憩時間1時間を含む）はそのまま、始業時間を午前6時から午後1時30分までの間で、30分単位で繰り上げ・繰り下げ可能とする制度です。これまで本制度は、業務上の理由がある場合にのみ適用でしたが、このたび制度を改定し、自己都合事由による場合でも利用可能といたしました。例えば、保育園や介護施設への送迎、子の学校行事への参加、通院や自宅マンションの定期点検の立会いといった様々な生活シーンに合わせて利用可能となります。また、本制度は半休制度との併用も出来るため、個々の事情に合わせた柔軟な勤務時間の設定が可能となります。

働く時間に選択肢を設けることで、ワークライフバランスの向上、メリハリのある効率的な働き方による生産性向上を図ります。

当社では引き続き、社員が能力を発揮できる、働きがいのある職場環境づくりに努めてまいります。

以上

— 本件に関するお問い合わせ —

東急リバブル株式会社

経営管理本部 経営企画部 広報課

櫻井・藤田

TEL : 03-3463-3607